［略］	（１－Ｂ）	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）
備考 ［略］ 7　令和三年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。 ［略］ 備考　［略］ 8　令和三年九月三十日までの間は、規制標示の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。 ［略］ 9　令和三年九月三十日までの間は、規制標示の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。 ［略］ 備考　［略］		右に同じ。
［同上］	（１－Ｂ）	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）
備考 ［同上］ 7　令和二年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。 ［同上］ 備考　［同上］ 8　令和二年九月三十日までの間は、規制標示の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。 ［同上］ 9　令和二年九月三十日までの間は、規制標示の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。 ［同上］ 備考　［同上］		右に同じ。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和三年七月一日から施行する。